

## 香芝市告示第93号

香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月3日

香芝市長 三橋和史

### 香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育の提供に携わる人材を確保し、離職を防止するため、香芝市内の民間保育所等の設置者に対し、予算の範囲内において香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、香芝市補助金等交付規則（平成11年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 民間保育所等 次に掲げる施設をいう。

イ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（幼稚園を除く。）

ロ 子ども・子育て支援法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所

ハ 子ども・子育て支援法第7条第10項第2号に規定する幼稚園

(2) 保育士等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士、奈良県の区域に係る同法第18条の29に規定する地域限定保育士又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第15条第1項に規定する保育教諭であつて、保育士又は保育教諭として勤務するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度の4月1日において香芝市内に民間保育所等を設置する者であつて、次に掲げる要件を全て満たすことができるものとする。

(1) 保育士等の処遇改善を月額の手当の引上げにより実施し、令和4年12月における月額の手当と比較して当該引き上げる額（以下「処遇改善の額」という。）が第5条第1項に規定する額を下回らない額とすること。

(2) 保育士等の処遇改善を実施した後、当該保育士等の本俸、手当等を引き下げること等により、当該処遇改善の効果を失わせていないこと。ただし、

当該保育士等の労働条件、通勤経路等の変更又は懲戒処分その他これらに準ずる処分による場合は、この限りでない。

- (3) 処遇改善の額及び処遇改善の内容等を定める書類を整備し、保育士等に当該額及び内容等をあらかじめ明示すること。
  - (4) この要綱の規定により交付される補助金の全額を保育士等に配分すること。
  - (5) この要綱の規定により交付される補助金を明確に区分して賃金台帳等に記載すること。
  - (6) 前条第1号イ及びロに掲げる施設にあっては、奈良県保育士等処遇改善事業実施要綱（令和6年5月8日施行）の規定により、前年度の賃金等について公表されることに同意すること。
  - (7) 前号の賃金等について誤りがあったときは、速やかに是正すること。
  - (8) 第14条第1項の規定により、市長が事業の実施状況等の報告を求め、又は現地調査を行う場合があることについて、あらかじめ同意すること。
- （対象保育士等）

第4条 事業の対象となる保育士等（以下「対象保育士等」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象者に直接雇用されている者
  - (2) 補助対象者との雇用契約上勤務時間が月120時間以上である者
  - (3) 補助対象者の役員でない者
- （補助金の額等）

第5条 補助金の額は、対象保育士等1人につき、第2条第1号イ及びロに掲げる施設にあっては1月当たり2万5,000円と、同号ハに掲げる施設にあっては1月当たり5,000円とする。

2 対象保育士等が月の中途において雇用され、若しくは退職した場合又は休職等により本俸及び手当が支払われなくなった場合は、当該対象保育士等の当該月に係る補助金は交付しない。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 役員等の名簿（氏名、生年月日及び住所を記載したものをいう。）
- (2) 対象保育士等に係る雇用証明書（勤務時間が記載されているものに限る。）
- (3) 対象保育士等の保育士証の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、  
適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、香芝市民間保育所等保育士確  
保対策事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する  
ものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定し  
たときは、香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金不交付決定通知書  
（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(事業の内容等の変更)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付  
決定者」という。）は、やむを得ない理由により事業の内容等を変更すると  
きは、香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金変更承認申請書（第4  
号様式）に、第6条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて、  
市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項の規定による交付の決  
定があった補助金の額の100分の20に相当する額を超えない変更につい  
ては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当  
と認めたときは、香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金変更承認通  
知書（第5号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、事業が完了した後、速やかに香芝市民間保育所等保育  
士確保対策事業補助金実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添え  
て、市長に提出しなければならない。

(1) 個人別の賃金台帳の写しその他の対象保育士等に第5条第1項に規定す  
る額を支払ったことが分かる書類

(2) 前条第1項ただし書の規定により事業の内容等の変更について申請をし  
ていない場合は、第6条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、  
交付すべき補助金の額を確定し、香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補  
助金交付金額確定通知書（第7号様式）により、交付決定者に通知するもの  
とする。

(補助金の交付)

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに香

芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（概算払）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、概算払により補助金を交付することができるものとする。

- 2 交付決定者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金概算払請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定により概算払を受けた者は、第10条の規定による通知を受けたときは、速やかに香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金概算払精算書（第10号様式）を市長に提出し、補助金を精算しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反した者があるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるとき。

（報告等）

第14条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、事業の実施状況等の報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

- 2 市長は、前項の規定により事業の実施状況等の報告を求め、又は現地調査を行う場合は、あらかじめ交付決定者の同意を得た上で行うものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金交付申請書

年 月 日

香芝市長

所在地

事業者名

代表者職氏名

電話番号

香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金の交付について、香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、申請に当たり、要綱第3条各号に掲げる要件を全て満たすことを誓約します。

また、要綱第14条第1項の規定により、市長が事業の実施状況等の報告を求め、又は現地調査を行う場合があることについて、あらかじめ同意します。

申請金額 金 円

添付書類

- 役員等の名簿（氏名、生年月日及び住所を記載したものをいう。）
- 対象保育士等に係る雇用証明書（勤務時間が記載されているものに限る。）
- 対象保育士等の保育士証の写し
- その他市長が必要と認める書類

	対象保育士等の氏名	1年間の本俸	1年間の賞与	1年間の手当 (処遇改善の額を含む。)	1月当たりの 処遇改善の額	処遇改善の 支給月数	1年間の 処遇改善の額	備	考
1		円	円	円	円	月	円		
2		円	円	円	円	月	円		
3		円	円	円	円	月	円		
4		円	円	円	円	月	円		
5		円	円	円	円	月	円		
6		円	円	円	円	月	円		
7		円	円	円	円	月	円		
8		円	円	円	円	月	円		
9		円	円	円	円	月	円		
10		円	円	円	円	月	円		
11		円	円	円	円	月	円		
12		円	円	円	円	月	円		
13		円	円	円	円	月	円		
14		円	円	円	円	月	円		
15		円	円	円	円	月	円		
16		円	円	円	円	月	円		
17		円	円	円	円	月	円		
18		円	円	円	円	月	円		

	対象保育士等の氏名	1年間の本俸	1年間の賞与	1年間の手当 (処遇改善の額を含む。)	1月当たりの 処遇改善の額	処遇改善の 支給月数	1年間の 処遇改善の額	備考
19		円	円	円	円	月	円	
20		円	円	円	円	月	円	
21		円	円	円	円	月	円	
22		円	円	円	円	月	円	
23		円	円	円	円	月	円	
24		円	円	円	円	月	円	
25		円	円	円	円	月	円	
26		円	円	円	円	月	円	
27		円	円	円	円	月	円	
28		円	円	円	円	月	円	
29		円	円	円	円	月	円	
30		円	円	円	円	月	円	

備考

- 1 雇用契約上勤務時間が月120時間以上である対象保育士等を記入してください。
- 2 対象保育士等が月の中途において雇用され、若しくは退職した場合又は休職等により本俸及び手当が支払われなくなった場合は、その旨及び年月日について備考欄に記入してください。

第2号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

香芝市長



香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金について、香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり通知します。

交付決定金額 金 円

第3号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

香芝市長



香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金について、次の理由により不交付と決定しましたので、香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、通知します。

不交付の理由

第4号様式（第8条関係）

香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金変更承認申請書

年 月 日

香芝市長

所在地

事業者名

代表者職氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金について、事業の内容等を変更したいので、香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

変更内容

添付書類

要綱第6条各号に掲げる書類のうち事業の内容等の変更に係る書類

第5号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

香芝市長



香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金に係る事業の内容等の変更について、香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり通知します。

変更後の交付決定金額 金 円

第6号様式（第9条関係）

香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金実績報告書

年 月 日

香芝市長

所 在 地

事 業 者 名

代表者職氏名

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金について、香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

添付書類

- 個人別の賃金台帳の写しその他の対象保育士等に要綱第5条第1項に規定する額を支払ったことが分かる書類
- 要綱第8条第1項ただし書の規定により事業の内容等の変更について申請をしていない場合は、要綱第6条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類

	対象保育士等の氏名	1年間の本俸	1年間の賞与	1年間の手当 (処遇改善の額を含む。)	1月当たりの 処遇改善の額	処遇改善の 支給月数	1年間の 処遇改善の額	備	考
1		円	円	円	円	月	円		
2		円	円	円	円	月	円		
3		円	円	円	円	月	円		
4		円	円	円	円	月	円		
5		円	円	円	円	月	円		
6		円	円	円	円	月	円		
7		円	円	円	円	月	円		
8		円	円	円	円	月	円		
9		円	円	円	円	月	円		
10		円	円	円	円	月	円		
11		円	円	円	円	月	円		
12		円	円	円	円	月	円		
13		円	円	円	円	月	円		
14		円	円	円	円	月	円		
15		円	円	円	円	月	円		
16		円	円	円	円	月	円		
17		円	円	円	円	月	円		
18		円	円	円	円	月	円		

	対象保育士等の氏名	1年間の本俸	1年間の賞与	1年間の手当 (処遇改善の額を含む。)	1月当たりの 処遇改善の額	処遇改善の 支給月数	1年間の 処遇改善の額	備考
19		円	円	円	円	月	円	
20		円	円	円	円	月	円	
21		円	円	円	円	月	円	
22		円	円	円	円	月	円	
23		円	円	円	円	月	円	
24		円	円	円	円	月	円	
25		円	円	円	円	月	円	
26		円	円	円	円	月	円	
27		円	円	円	円	月	円	
28		円	円	円	円	月	円	
29		円	円	円	円	月	円	
30		円	円	円	円	月	円	

備考

- 1 雇用契約上勤務時間が月120時間以上である対象保育士等を記入してください。
- 2 対象保育士等が月の中途において雇用され、若しくは退職した場合又は休職等により本俸及び手当が支払われなくなった場合は、その旨及び年月日について備考欄に記入してください。

第7号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

香芝市長



香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金交付金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金について、香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり通知します。

交付確定金額 金 円

第8号様式（第11条関係）

香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金交付請求書

年 月 日

香芝市長

所在地

事業者名

代表者職氏名

印

電話番号

香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金の交付を受けたいので、香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 金 円

第9号様式（第12条関係）

香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金概算払請求書

年 月 日

香芝市長

所在地

事業者名

代表者職氏名

印

電話番号

香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金の概算払を受けたいので、香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり請求します。

概算払請求金額 金 円

第10号様式（第12条関係）

香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金概算払精算書

年 月 日

香芝市長

所在地

事業者名

代表者職氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付金額が確定した香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金について、香芝市民間保育所等保育士確保対策事業補助金交付要綱第12条第3項の規定により、次のとおり精算します。

概算払を受けた金額	金	円
交付確定金額	金	円
差引過不足金額 ( <input type="checkbox"/> 請求金額 <input type="checkbox"/> 返還金額)	金	円

備考 不足金額を請求する場合は、代表者職氏名欄に押印してください。